第	57編 そ	その化	<u>h</u>	• • • •	• • • • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	• • •	• • •	• • • •	• • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	465
	第1章	総	則	j		• • •		• • • •		• • •	• • •		• • •	• • • •	• • • •	• • • •		• • • •	465
	第2章	施コ	二管理	11一般	ξ														466
	第1頁	節 旌	五工管	理一	般														466
	第2頁	節 そ	一の他	1															466
	第3章	安全	全管理	፟															469
	第1頁	節 岁	そ全管	曾理.															469
	第2頁	節 瑪	見道コ	事に	おけ	るエ	事規	見制は	こよ	る漫	湯	長の	解消	i					470
	第3頁	節 地	也下坦	胆設物	件の	事故	防工	Ŀ											470
	第4頁	節 瑪	道ゴ	事に	おけ	る交	通处	1理	対策										472

第7編 そ の 他

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 総則

本編は、第1編から第6編のほか、契約の履行にあたって遵守すべき事項を定める。

第2章 施工管理一般

第1節 施工管理一般

2-1-1 品質管理

品質管理については、「土木工事施工管理基準」により、該当する項目及び件数を決定し、実施するものとする。

2-1-2 施工計画策定

施工計画の策定にあたっては、付近住民の生活環境を侵すことのないよう施工方法、使用機械、工事材料等を十分検討しなければならない。

2-1-3 六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)

セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合は、現地土壌と使用予 定の固化材による六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)を実施し、試 験結果(計量証明書)を**提出**するものとする。

また、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合も、六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)を実施し、試験結果(計量証明書)を**提出**するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良士等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

2-1-4 工事による管理施設等の操作

受注者は、工事により管理施設等を操作する必要がある場合は、当該施設の特性 及び操作上の留意点等を把握するため、当該施設の取扱い経験・知識のある職員等 への指導、説明依頼について監督職員に申し出なければならない。

2-1-5 建設現場における軽油抜取調査の協力

受注者は、建設現場におけるディーゼルエンジンの燃料は、JIS規格の軽油を使用しなければならない。

受注者は、県が行う燃料検査(軽油抜取調査)に協力しなければならない。

2-1-6 山砂・粒調砕石等の品質確認

受注者は、路床用工事材料に「山砂及び山ズリ」のいずれかを使用する場合あるいは工事材料に新材の粒度調整砕石、クラッシャーラン、ぐり石のいずれかを使用する場合は、熊本県内試験機関での報告書(1年間の有効期間のもの)の写しを提出し、材料承認を受けること。

2-1-7 採石等の合法性の確認

受注者は、岩石、砂利、砂等の建設資材の使用に際しては、合法的に採取された資材かを確認し、材料使用願い提出時に採取に係る認可証{採取業者の採石法(第33条認可)、砂利採取法(第16条認可)に基づく認可}の写しを添付し、監督員の承認を得た後でなければ使用してはならない。

第2節 その他

2-2-1 参考図の取扱い

設計図書で「参考図」として示したものは、あくまで入札参加者の適正・迅速な

見積りに供するための一資料にすぎず、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。

2-2-2 民地への無断立入の禁止等

工事期間中は、民地への無断立入または資機材散乱等、係争の原因となる行為は 厳に慎まなければならない。

2-2-3 公有地の使用

公有地に仮設物等を設置する場合は、関係諸法令に基づき、手続きをしなければならない。

2-2-4 県産資材、県内企業及び誘致企業の優先使用

使用材料及び下請け業者については、県産資材、県内企業及び誘致企業の採用に 努めること。なお、使用材料には型枠等の仮設材を含む。

やむを得ず県外産資材を使用する場合は、材料承認願いに「県内産資材不使用理由書」を付して提出しなければならない(仮設材を除く)。

- (1) 県産資材とは、県内で産出、生産または製造されたものをいう。
- (2) 県内企業とは、県内に主たる営業所を置く建設事業者をいう。
- (3) 誘致企業とは、県内に誘致された企業をいう。

2-2-5 グリーン購入推進方針適合資材の活用促進

受注者は、熊本県グリーン購入推進方針に適合するリサイクル建設資材の活用に努めるものとする。

2-2-6 再生資材の使用

工事に使用する下記の資材については、再生資材を使用すること。 なお、基準、規格については、「建設副産物の再生利用指針」による。

工種	資材名	規格	備考				
車道表層工	再生密粒アスコン		舗装再生便覧に適合する品質のもの。				
車道基層工	再生粗粒アスコン		II				
歩道表層工	再生密粒アスコン		II				
仮設道路の表層工	再生密粒アスコン		II				
上層路盤工	再生粒調砕石	RM-30又はRM-40	舗装再生便覧に適合する品質のもの。				
下層路盤工	再生クラッシャーラン	RC-40	II				
擁壁の基礎工	11	RC-40	舗装再生便覧に適合する品質のもの				
			(粒度範囲のみ)。				
ブロック積(張)、もたれ擁	II	RC-40	舗装再生便覧に適合する品質のもの。				
壁の裏込工							
上記以外の擁壁の裏込工	11	RC-40	II				

- 1)上記資材については、着工前に監督員に「使用願い」を提出し、承認を得るものとする。
- 2) 上記資材については、再生資材使用の搬入証明として、「資材購入先の証明」を受けて監督職員に提出するものとする。

2-2-7 工事支障物件等

受注者は、工事着手前に重機の旋回範囲内に支障となる動力線、電話線等架空占

用物件がある場合は、各施設管理者に確認し、施工方法を協議すること。

2-2-8 アイドリングストップ

「建設工事におけるCO2排出抑制」の取組みの一つとして、建設機械等のアイドリングストップを推進すること。

2-2-9 建設工事に係る産業廃棄物の処理

型枠の端材、塗料の空缶等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、元請業者の責任において適正に処理すること。

2-2-10 設計変更及び工事一時中止の取り扱い

設計変更及び工事一時中止については、熊本県公共工事請負契約約款及び本共通 仕様書第1編共通編第1章総則に記しているところであるが、その具体的な考え方 や手続きについては、「土木工事設計変更ガイドライン」及び「土木工事一時中止 ガイドライン」によることとする。

第3章 安全管理

第1節 安全管理

3-1-1 現道工事現場における保安施設等の設置

現道工事現場における保安施設等の設置にあたっては、「現道工事現場における標識、表示施設の設置要綱」による。

3-1-2 動労災害の防止

受注者は、労働安全衛生法第31条(発注者の構ずべき措置)に規定する関係請 負人が設置した建設物等(足場設備等)の労働災害を防止するための安全に関する 必要な措置を講じなければならない。

受注者は、労働安全衛生法を厳守し、特に第15条に規定する統括安全衛生責任者(又は元方安全衛生管理者)は、労働災害を防止するための安全管理を統括するとともに、安全衛生責任者へ周知徹底しなければならない。

3-1-3 工事中の水防等

工事中の出水対策は、監督職員と連絡を密にし、早急にその対策を講じるととも に、遅滞なく書面により監督職員に報告しなければならない。

また、工事期間中降雨が予想される場合は、気象情報等に特に注意し、次の事項を厳守するものとする。

- 1. 作業中に雨の降ることが予想される場合は、洪水等に対する見張り人を配置し、安全対策を講ずるものとする。
- 2. 洪水等の発生が予想される場合には、作業をいったん中止し、天気予報等により降雨状況等を判断し作業の再開を決定するものとする。

3-1-4 安全訓練の実施

- ① 受注者は、労働安全衛生規則第164条に規定する車両系建設機械の用途外使用による作業を行う場合、「土木請負工事における安全・訓練等の実施報告書について(平成7年4月18日付け土検第54号)」における安全・訓練として、用途外使用に関する安全・訓練を行わなければならない。
- ② 受注者は、労働安全衛生規則またはクレーン等安全規則の規定により、誘導者の配置、立入禁止措置、あるいは合図者の配置が求められる作業を行う場合、「土木請負工事における安全・訓練等の実施報告書について(平成7年4月18日付け土検第54号)」における安全・訓練として、誘導者の配置、立入禁止措置、あるいは合図者の配置に関する安全・訓練を行わなければならない。

3-1-5 安全点検の実施

受注者は、県の定める様式を基に安全管理チェックリストを作成し、施工計画書提出時に併せて提出するものとする。また、作成したチェックリストの内容について、現場内での周知徹底を図るとともに、チェックリストを用いて月1回以上の現場点検を実施し、その結果を毎月の履行報告書と併せて監督員へ提出するものとする。ただし、チェックリストの内容は必要に応じて変更することができ、その場合は再度監督員へ提出するものとする。

3-1-6 過積載防止対策

受注者は、交通安全確保や構造物の損傷を防止するため、次により工事関係車両 の過積載防止対策を図ること。

- ①工事用資機材、建設副産物等の過積載をしないこと。
- ②過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ③資材等の過積載を防止するため、資材等の購入にあたっては、資材納入業者等 の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造したダンプトラック等が工事現場に 出入りしないようにすること。
- ⑤「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」 (以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状 況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- ⑥下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

第2節 現道工事における工事規制による渋滞長の解消

3-2-1 適切な交通誘導

片側交互交通規制を行う場合は、片側交互交通の表示板を設置するとともに、必要に応じて迂回路表示板を設置する等の措置を講じるとともに、交通規制による渋滞状況を把握し、双方向の交通状況に応じ、バランスのとれたスムーズな交通誘導を行わなければならない。また、交通渋滞が予想される際は、交通監視を主任務とする有資格の交通誘導員を配置すること。なお、配置については、監督職員と**協議**するものとする。

3-2-2 交通誘導警備員の配置計画

現道上の工事においては、円滑(公平)な交通サービスを提供することが重要であることから、受注者は、状況を十分に把握するとともに、その対策について必ず施工計画書に記載しなければならない。なお、記載する項目は下記のとおりとする。

- 1) 交通誘導警備員の配置計画
- 2) 渋滞状況等の点検方法
- 3) 片側交互交通規制による渋滞長の偏り対策
- 4) 隣接工事との交通対策
- 5) 渋滞等の緊急時の対応方法

なお、上記に伴い、特別な費用が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

第3節 地下埋設物件の事故防止

3-3-1 事故防止

受注者は、道路を掘削する工事等において、地下埋設物件の損傷事故を未然に 止するよう努めなければならない。

3-3-2 対象工事等

対象は、次に示す工事とする。

供用中の道路の掘削を伴う全ての工事及び調査・設計業務(路面掘削工、舗装打換工、ガードレール支柱建込、舗装切断、薬液注入を伴う工事及び地質調査(CBR 調査等を含む))とする。

3-3-3 地下埋設物件に係る資料収集

受注者は、工事等着手前の準備にあたり、発注者から道路台帳、占用台帳、電線 共同溝・情報ボックス台帳及びその他地下埋設物件を確認するために必要な資料 (以下、「各種台帳等」という。)の貸与を受けるものとする。また、各種台帳等 に記載のある占用物件の占用企業者(以下、「占用者」という。)からの資料収集 すること。

さらに、現地調査において、各種台帳等に記載のない占用物件(信号機、マンホール等)があった場合は、予想される占用者(上下水道、NTT、電力、公安委員会、ガス等)からも資料収集すること。

また、上記の資料収集により得られた地下埋設物件の位置を記載した平面図を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

3-3-4 地下埋設物件の位置確認

- 1. 対象工事の場合は、工事影響範囲(掘削から概ね50cmの範囲)を決定し 監督職員に**報告**するものとする。
- 2. その範囲内は各種台帳等及び収集した資料を参考に必ず探査機等による調査を行い、地下埋設物件の有無を確認するとともに、探査した範囲は平面図に記載し、監督職員に**提出**しなければならない。
- 3. 地下埋設物件がある場合は、現地での方向、幅等の判る位置出し(各点のマーキング、ピン等)を行い、時間経過により位置出しが不明瞭となれば、再度位置出しを行うこととする。
- 4. その結果をとりまとめ、監督職員に提出しなければならない。

3-3-5 試掘

- 1. 探査の結果、地下埋設物件が当該工事の掘削範囲内にある場合は、試掘を行うものとする。
- 2. 試掘を行う場合は、当該箇所の地下埋設物件に係る占用者と試掘位置、試掘 方法について打合せを行い、必要に応じ立会いを要請するものとし、試掘着工 前に占用者との打合せや要請の結果をとりまとめ、監督職員に**提出**しなければ ならない。
- 3. 試掘において掘削に携わる作業員及び作業状況を監視する者(以下、監視員)に対しては、地下埋設物件の位置や掘削方法等について、試掘着手前に提示して、現地で周知・指導しなければならない。
- 4. 試掘においては、地下埋設物件の位置が不確実な箇所及び地下埋設物件に 50cm程度に近接した位置からは、人力施工(動力付の器具は含まない。) にて慎重に行い、地下埋設物件の損傷防止に努めなければならない。なお、人 力施工が困難な場合は、監督職員と協議を行ったうえ、施工方法を決定するも

のとする。

- 5. 機械施工を行う場合は、監視員を配置して作業を行うものとする。
- 6. 監視員は掘削作業の進捗の関係から地下埋設物件の位置出しが不明瞭と判断 した場合は、作業を中止させ、再度マーキングを行った後に作業を行わせるも のとする。
- 7. 試掘の際、管理者の不明な地下埋設物件を発見した場合、監督職員に**報告**するものとする。
- 8. 試掘が完了した場合は、本掘削着手前までに監督職員に完了**報告**をしなければならない。

3-3-6 本掘削

- 1. 本掘削に携わる作業員及び監視員に対しては、地下埋設物件の位置や掘削方法等について、本掘削着手前に本掘削方法計画を提示して、現地で周知・指導しなければならない。
- 2. 本掘削においては、掘削範囲が地下埋設物に影響のないことを確認し、地下 埋設物件の位置が不確実な箇所及び地下埋設物件に50cm程度に近接した位 置からは人力施工(動力付きの器具は含まない)にて慎重に行い、地下埋設物 件の損傷防止に努めなければならない。なお、人力施工が困難な場合は、監督 職員と協議を行ったうえ施工方法を決定するものとする。
- 3. 機械施工を伴う場合は、監視員を配置して作業を行うものとする。
- 4. 監視員は、掘削作業の進捗の関係から地下埋設物件の位置出しが不明瞭と判断した場合は作業を中止させ、再度マーキングを行ったあとに作業を行うものとする。
- 5. 作業中に事前確認想定外の地下埋設物件への接触などが確認された場合は、 直ちに作業を中止し、監督職員に報告するとともに、試掘等による地下埋設 物件の再確認を行うものとする。なお、再確認の結果は、速やかに監督職員 に報告しなければならない。
- 6. 本掘削が完了したら、速やかに監督職員に報告しなければならない。

第4節 現道工事における交通処理対策

3-4-1 施工計画等

- 1. 交通に与える障害を極力少なくするよう工期の短縮、施工計画、工事の段取 り等について十分に考慮すること。
- 2. 工事実施の期間は、交通の比較的閑散な時期を選ぶよう心がけ、必要によっては、週間に作業休日の日を設け、さらに1日のうちで特殊の作業を制限する時間帯を設定することを考慮すること。
- 3. 予め工程表等について、十分に検討を行い、段取りの不手際のため交通に支 障を与えないようにすること。
- 4. 交通量に応じて、適当なすれ違い区間を設けるとか、施工区間を短距離に設定することなどによって交通車両を3分以上停止させないよう配慮すること。
- 5. やむを得ず、長距離にわたり同時施工を要する場合や市内の交通の激しい箇

所においては、夜間作業または急速施工法を考慮すること。

- 6. コンクリート舗装版の打設順序は。交通に影響を与えないよう留意すること。
- 7. 雨季または雨天時の交通確保を考慮し、路面排水に留意した施工法を実施すること。

3-4-2 路面の整備及び危険防止

- 1. 路面は常に良好な状態に維持しなければならない。路面の破損した箇所は直ちに砂利等を補給し、路面の維持に努めること。
- 2. 雨天時の交通確保を考慮し、路面排水を確実に行いうる縦横断勾配をとること。
- 3. 路面損傷等のため、はまりこんだり故障したりした一般交通車両の救出には 積極的に協力し、これによって生ずる交通遅延を極力少なくすること。
- 4. 工事中の交通危険を防止するため、床掘箇所等危険な箇所には赤色灯、防護柵等を設けること。
- 5. 工事中、落石、法崩れ等の恐れがある場合には、監視員をおくか、表示板等 により通行者に周知させるとともに、必要な場合は、防護柵を設置しなければ ならない。
- 6. 法崩れ等により交通不能となった場合、またはその他交通止め等、交通を制限する必要がある場合は、直ちに監督職員に申し出なければならない。監督職員は、所轄警察署と打合せ対策を講じ、必要な場合その結果を一般に周知させる措置をとらなければならない。

3-4-3 交通整理

- 1. 交互交通においては、自動車の待時間を概ね3分以下となるよう交通量に応じて閉塞区間を定めなければならない。
- 2. タブレット方式による交通統制は、見通しの出来る区間でなければ採用して はならない。見通し可能な間隔に中間信号手を置いて両端の状況の連絡を可能 にすること
- 3. 地形、その他必要と認められるときは、電話連絡により指示の迅速化をはかり、交通整理に努めなければならない。
- 4. 交通整理員は、交通車両を円滑に規制するため、臨機の措置をとりうる能力 を有するものでなければならない。
- 5. 作業員を交通車両及び作業車両の危険から守るため、必要な見張員を配置しなければならない。
- 6. 所轄警察署と常に連絡を密にし、交通整理の指導を受け、一般交通の円滑を 図らなければならない。
- 7. 交通の規制については、表示板等を通じて常に広く一般に周知させるように しなければならない。

3-4-4 迂回路

1. 工事上、迂回路を必要とする場合には、迂回路を明示し、交通に支障のないようにしなければならない。橋梁架替工事においては迂回路とともに、現橋梁もしくは仮橋に対する重量制限の標識も整備すること。

- 2. 迂回路を示すときは、交通車両に対して十分な予備知識を与えるため、相当 手前に表示板を設けるなどの措置を講じなければならない。
- 3. 迂回路は、その全線にわたり、必要な箇所に案内表示板を設けなければならない。迂回路が一本道であっても原則として1km以下の間隔で設置すること。
- 4. 迂回路は、一般車両が最低25km/時程度の速度で安全に通行できるものとする。

3-4-5 作業方法

- 1. 工事材料の積卸しによる一般交通の通行停止をみだりに行ってはならない。
- 2. 盛土用土砂、工事材料等の仮置きについては、一般交通の阻害をできるだけ 少ないように考慮する。
- 3. 側溝、床掘土砂等の残土は、掘削と同時に処分し、埋戻土はあらかじめ板囲等を設け、路面排水及び交通の障害とならないよう処理する。
- 4. 切取り土砂は原則として仮置きすることなく搬出すること。また、作業場は 現道上に土砂が流出しないよう板等で腰囲いなどを行い、囲いに沿って臨時の 側溝を設けること。
- 5. 現道の路肩は整形し、残土はすみやかに捨て土するとともに、在来側溝の溜まり土を排除すること。
- 6. 工事中の材料の置き場には、極力路面の使用は避けること。
- 7. 工事中の作業機械による一般交通の阻害がないよう留意すること。
- 8. 作業後の機械器具の整理は交通に支障を与えないようにすること。
- 9. 路面工の施工にあたっては、小区間ごとに速やかに逐次仕上げていくこと。

3-4-6 表示板、警戒灯の設置

1. 工事中の道路標識を完備すること。

工事箇所においては、一方通行者がその指示にしたがって支障なく通行できるように標識等の施設を設け、必要な人員を配置して交通の誘導にあたらせるとともに、共通の貴県を防止するに必要な表示施設(赤色灯及び防護柵等)を明瞭かつ確実に設けること。

- 2. 工事箇所の起終点には、「工事中のご協力のお願い」等の表示板を置かなければならない。
- 3. 表示板は常にきれいに保たなければならない。
- 4. 警戒灯は赤色の明るいもので、最悪の条件下でも100m先方から確認できるものでなければならない。濃霧の場合は黄色等も併用すること。